

ナ(ホ)同上▲四、舉行せず▲五、公表せず▲六、従業員全部には配給せず▲七、株主總會の決議は公表したるも其配給方法は公表せず▲九、(イ)金十四以上、日給二百日分以上(二)日給百七十日分以上(三)同百五十日分以上(四)同百日分以上(五)同三十日分以上、助手日給年額百分の三十以下、職工同百分の二十以下(ロ)なし(ハ)満五箇年に付日給三十日分の一箇年を増す毎に十日分(ニ)満十箇年に付日給百二十日分の一箇年を増す毎に二十日分其他規定なし▲十、規定なし▲十一、懇和會員(社員準社員)のみに使用せしむ▲十二、被服貸與規程により貸與す

▽代表者に對する詰問

要求條項の根幹として、組合幹部も一般會員も貫徹せざれば止まずと呼號せし「團體交渉権」が、遂に會社に拒絶せられたるに拘らず、六日の會見に依つて争議の落着を告げたるは、聞く者をして奇異の觀あらしめし處なるが、俄然此解決條件に對する抗議は發せられたり。

即ち前記の解決に不審の感を抱ける關西労働組合聯合會は、同日夜西區靴中通共益社に臨時理事會を開催し、友愛會、刷子工組合、伸銅工組合、向上會、印刷工組合、商業使傭人組合新正會、洋服裁縫同志會、電業員組合等代表者出席して、電業員組合より村上、渡邊兩委員の外同顧問金子忠吉氏を招き、「團體交渉権要求拒絶」に關する釋明的報告を求めたり。之に對し金子氏は「電業員組合の現狀を以て團體交渉権を得るは時機尙早の觀あれば、其承認と否とは組合の實益上影響なしとの珍奇なる答辯を述べたため、聯合會の各理事は其無責任を攻め、此争議に關し佐藤組合長と會社との秘密關係をも指摘して追及せしかば、金子氏は言葉なく委員を辭して急遽退席せざるを得ざるに至れり。此に於て

聯合會は更に佐藤氏等十四名實行委員の辯明を聽く必要を認め、其報告如何に依つては適當の方法を講ずべしとなし、之等實行委員に向け七日午後一時より、友愛會事務所前列席を乞ひ、各新聞記者立會の上争議解決の顛末に關する對話の申込を發し、同日佐藤組合長等を待ちしも何れも來らず流會を見たるも、聯合會は改めて來る十日委員會を催ほし、佐藤氏等の自決を迫るべく決せり。當日驛會合に出席せざりし佐藤組合長は左の辯明を發せり。

私は共益社へは行かたかつた。會見を申込みても必要なしと思へば謝絶します。友愛會其他の意見では電業員組合の態度が龍頭蛇尾に終つたと主張されるらしいが問題の第一條「團體交渉権の確認」は大電の回答書に「考慮を要す」とあるのみならず、私どもは同問題に就いてはコレから本舞臺に入るものと信じてゐる。此儘では濟まされぬことは多少労働運動に關する知識を以てある人には分りさうなものだと思つてゐます。先づ戦闘状態を打切りました譯は第一條は今日に迫つた問題でなく他の種々な條項は直ちに従業員の利害に關係を及ぼすことなのでソレだけを先づ纏めたのです。尙ほ會社に於ても數日間晝夜重役會を開き審議された。コノ誠意に對しても永く戦闘状態を續けてゐることは良い事ではありません。

▽強硬派の憤激

電業員組合幹部に對する關西労働團體の非難は、更に電業員組合内部に於ける幹部不信任の聲となり、労働運動に自覺せる一派は次第に事件解決の内容を知るに及むで之に不満を懷くに至り、七日早くも一部組合員の間に寄々協議は行はれしが、八日午後四時安治川支部に組合總會を催ほし、實行委員を招き改めて佐藤氏の報告を乞ひたれば同組合長は再び其報告を爲し最後に